

「スウェーデンモデルの終焉」をめぐって

——労使関係の変容と福祉国家——

宮本太郎

について展望する（第4節）。

1. はじめに

スウェーデンの安定した労使関係に陰りがみえるという指摘は、これまでしばしばなされてきたが、とくにここ数年間の労使関係の変容には、まことにドラスティックなものがあった。50年代以降の福祉国家形成に、スウェーデン型の労使関係が決定的な役割を果たしてきたことを考えると、こうした変容は、福祉国家を含めたいわゆるスウェーデンモデルの総体に影響を及ぼしていくと思われる。ここ数年の事態を受けて、人々が「スウェーデンモデルの終焉」を口にするようになったのも不思議ではない¹⁾。

本稿は、80年代以降のスウェーデンの労使関係の変容を報告しつつ、この「スウェーデンモデルの終焉」について考察することを第1の目的としているが、加えて、この報告を多少なりとも立体的なものとするために、その前後に若干の回顧と展望を挿入したい。まず前段として、スウェーデン型の労使関係と福祉国家の関連を明らかにするために、スウェーデンモデルの展開をごく簡単に振り返る（第2節）。ついで、スウェーデン型労使関係の変容について、とくに80年代以降の動きに焦点をあてて報告する（第3節）。そして後段として、労働組合の新戦略との関連で、スウェーデンモデル再生の可能性に

2. 基盤・制度・戦略

福祉国家形成要因論争、なかんずく、コルピ（W. Korpi）、エスピング・アンデルセン（G. Esping-Andersen）、シュミット（A. Shmmmidt）らの実証的研究によって提出された最も説得的な仮説は、組織された労働運動こそ戦後福祉国家の最も重要な形成要因であるというものであった。彼らは、議会やコーポラティズム的回路をとおして動員された労働側のパワリソースが、福祉国家の量的発展を規定するばかりか、その質的な構成を左右することを明らかにしたのである。パワリソースの多寡がうみだす福祉国家の質的構成の相違は、制度的福祉国家—残余的福祉国家（コルピ）、社会民主主義モデル—保守主義モデル—自由主義モデル（エスピング・アンデルセン）、積極的福祉国家—受動的福祉国家（シュミット）といったかたちで類型化された²⁾。スウェーデンのブルーカラー労組連合 LO の福祉政策スタッフであるリンドベリ（I. Lindberg）とホルムベリ（P. Holmberg）は、とくにエスピング・アンデルセンの議論にインスピアされつつ、スウェーデン福祉国家を位置づけるために表1のような比較類型を提起している。

表1 3つの福祉国家モデル

	ネオリベラル型	大陸型	北欧型
権利の根拠	困窮	労働	市民
分配原理	特定	職業	普遍的
主要なアクター	地域社会市場	政労使	国家自治体
市場の役割	大きい	制約あり	小さい
公共セクター	小さい	制約あり	大きい
賃金格差	大きい	中位	小さい
完全雇用	中位	低位	高位
貧困層の割合	高い	中位	低位

出所：Lindberg, I./Holmberg, P., En bok om rättvisa, Utbildningsförlaget Brevskolan, 1993, s. 32.

いうまでもなく、リンドベリとホルムベリは、スウェーデンがこの表にいうノルディックモデルの筆頭格として現れてきた歴史的プロセスの背後に、LOを中心とした労働運動のパワーがあったと自負している³⁾。それでは、スウェーデンの労働運動はなぜ強いパワーを獲得し、どのように福祉国家形成をすすめてきたのであろうか。以下では、スウェーデンモデルの成り立ちを、その社会的基盤、制度的前提、労使戦略の3つのレベルでごく簡単に振り返っておきたい。

社会的基盤

ロッカン (S. Rokkan) やキャッスルズ (F. G. Castles) によれば、北欧諸国における社会民主主義政党のヘゲモニーをうみだした歴史的背景は、弱体な封建制と相対的に強力な独立小農民勢力のもとで、地主貴族層の権力が制約されていたことである⁴⁾。スウェーデンの場合、貴族層は都市の官職を基盤とするようになり、農村部の独立小農民勢力と対峙した。イギリスのよ

うに地主貴族層を中心とした都市と農村双方にヘゲモニーを行使する単一の右派政党は現れず、保守政党、農民党、自由主義政党が分立した。この右派政党の分立が、結果的に社民党のヘゲモニーを定着させることになった。

他方で、19世紀の急激な産業化をとおして自己形成した労働勢力は、以下のような条件によって求心力を獲得し、やがて高度に組織化されていく。第1に、右派勢力の分立という条件を共有したオランダ、ベルギー等で宗教（オランダ）、言語（ベルギー）等のクリーヴィッジにより労働側もまた分断されたのに対し、宗教的言語的同質性に恵まれたスウェーデンでは、労働側の凝集力は高まった⁵⁾。第2に、スウェーデンでは、木材や鉄鉱等、非都市的産業が産業化の基礎となり、農民と労働者の生活スタイルには長らく一定の共通性があった。そのため、農民的な相互扶助のエトスが労働運動に流入したといわれる⁶⁾。第3に、後発的で急速な産業化のなかで職能別組合の比重が少なく、金属労組のような産別（素材別）組合での組織化がすすんだ⁷⁾。

以上のような背景のもと、30年代からは、社民党が右派政党の一部である農民党をとりこんで政権を維持し、福祉国家形成をすすめるという構図が定着した。社民党が農産物の価格保障政策とひきかえに経済・社会政策への農民党の支持をとりつけた33年の「カウ・ディール」は、この赤緑連合を象徴するものであった。そして、60年代以降になると社民党は、付加年金制度の導入によってホワイトカラー層を公的福祉制度の受益者とし、赤緑連合に代わる福祉国家への新たな支持連合をつくりだすことに成功した。たとえばイギリスの場合は、ホワイトカラー層の台頭と適用除外 opting out の拡大により公

的福祉の地位が侵食されていったが、スウェーデンはそのような陥落を回避したわけである⁸⁾。

だが、社会的基盤の形成は自動的に福祉国家の発展を保障するわけではない。一方では、こうした社会的基盤に依拠しながら福祉国家形成に向けて支持勢力を動員していくための制度的条件が求められたし、他方では、かかる制度的条件を活用しつつ対抗勢力との妥協を優位にすすめていくための戦略が必要であった。

制度的条件

スウェーデンを始めとする北欧諸国においては、政治的デモクラシーは比例代表制というかたちをとて実現した。スウェーデンでは1909年の政治改革に際して、保守勢力によって比例代表制が導入された。比例代表制が選択されたのは、保守勢力が、台頭する労働運動勢力に対して、地域的に拡散した自らの支持基盤を少しでも効果的に動員しようと考えたからであったが、その意図とは別に、比例代表制は大きく2つの効果をもたらした。第1に、比例代表制で少数政党が議会に一定の勢力を維持することが可能になったため、右派政党の分立状況は解消されないままで存続することになった。第2に、比例代表制は野党勢力が一定の影響力を維持することを可能にするが、それゆえに、与野党と諸社会集団が議会内外でいかに交渉に妥協するかが重要となり、議会外のコーポラティズム的な交渉制度の重要性が増していった。カツェンシュタイン（P.J. Katzenstein）も強調するように、比例代表制とコーポラティズムは親和的だったのである⁹⁾。

実際のところ、比例代表制の確立と前後して、議会外のコーポラティズム的利益代表のシス

ムが徐々に形成され、労使の利益調整および影響力行使の回路になっていった。コーポラティズム的制度は、労使の団体交渉におけるそれと、政策過程におけるものとに区別できる¹⁰⁾。

団体交渉におけるコーポラティズムの基礎をつくりだしたのは、1938年の基本協定、いわゆるサルトシェーバーデン協定である。ただし、サルトシェーバーデン協定では、交渉は依然として産別レベルで行われていた。スウェーデンの団体交渉がコーポラティズム的性格を強めていくのは、1956年以降、労使の中央交渉制度が定着してからである。LO-SAF間の交渉を基軸とする中央交渉の出現によって、中央、産別、企業の3つのレベルからなるスウェーデン型労使交渉システムがスタートする。

団体交渉において労働側はマクロ経済の安定に責任をもつ姿勢を示したが、それは労働側が経済成長の果実を確実に福祉国家の形成にむすびつけるという見通しを確保しているからであった。この点で、団体交渉は、コーポラティズムの第2の柱、政策過程におけるコーポラティズムと深く関連していた。政策過程におけるコーポラティズムは、今世紀初頭に労働問題をあつかう地方の行政組織に労使参加型の行政委員会が設置されたことを嚆矢とする。やがて戦後には、行政委員会形式が中央の行政機構においても広がり、6割から7割の行政機構が行政委員会制度を冠することになる。こうして、労働市場府や社会保険府等、社会政策や経済政策を担う中核的行政機構の内部に、労働側は強力な影響力を確保していく。たとえば、福祉関係機関の行政委員会においては、経営者団体 SAF の代表も派遣されているが、しばしば彼らは、SAF の意向に反して自らを行政機関の立場とアイデンティファイし、労働代表に同調してし

まう。ロツシュタイン (B. Rothstein) の研究によれば、スウェーデンの福祉国家が容易に後退しない理由は、こうした政策過程のコーポラティズム的編成と深く関係していた¹¹⁾。

政治的交換と労使戦略

こうした制度的条件に依拠した労働組合の福祉国家戦略は、いわゆる「政治的交換」路線であった。マリン (B. Marin) によれば、先進工業国における政治的交換は、いくつかの政策領域間での複雑な交渉をとおして実現される¹²⁾。スウェーデンにおける政治的交換は、30年代のサルトシェーバーデン協定および「ケインズ以前のケインズ主義」の導入によって緒についたといえるが、より本格的には、40年代後半に2人のLOエコノミストを中心に開発されたレン・メイドナーモデルとよばれる政策リンクージをとおして展開された。

1951年のLO大会報告で体系化されたこのモデルにしたがえば、まず、労働組合がとるべき政策は連帶的賃金政策である。連帶的賃金政策は、企業・セクターの収益性のいかんを問わず同一労働同一賃金を目指したものだったが、体系的な職務評価が困難なため、中央交渉の枠組を利用して賃金幅全体の圧縮というかたちで執行されていった。連帶的賃金政策をとおして、労組がインフレ抑制に配慮した賃金要求を行うのは、政府が以下の政策を執行してその義務を果たすことを前提にした、政治的交換であった。

第1に、最も重要な条件は、政府が「すべての人ための社会保障」(普遍主義の福祉政策)に責任をもつことであった。社民政権のもとで、経済成長の結果が普遍主義的福祉政策へむすびつけられる見通しが確保されるからこそ、組合はマクロ経済の成長に協力する。第2に、

表2 2つの政策目標をめぐる政府と労働組合の協調

	完全雇用	平等
政府	抑制的経済政策 積極的労働市場政策	普遍的福祉政策
労働組合	集権的（抑制的） 賃金政策	連帶的賃金政策

出所：Meidner, R., The Swedish Model : Concept, Experiences, Perspectives, Working Paper Series (York University), No. 1, 1992. (一部簡略化)

政府は過度に拡大的な経済政策をとってインフレ抑制のための組合の努力を spoil してはならない。この点で、30年代にスタートした拡大的経済政策（単純なケインズ主義）は若干の修正を受け、抑制的なトーンが打ち出された。第3に、積極的な労働市場政策が展開させられなければならない。収益性の低い企業やセクターにとって、連帶的賃金政策や抑制的な経済政策は、相対的な労働コストを高騰させ、しかも需要を抑制するという点で、厳しい環境となる。政府はそのような企業やセクターの労働者が打撃を受けないように、積極的労働市場政策によって、収益性の高い企業やセクターへ労働力のスムーズな移動を図らなければならない¹³⁾。要するに、スウェーデンモデルは、政府と組合が完全雇用（成長）と平等という目標をめぐって協調する表2のような政策リンクージに支えられていたのである。

以上のような社会的基盤、制度的条件、労使戦略は、相互に補強しあう関係にあった。レン・メイドナーモデルが労働運動の路線として浸透することによって、中央交渉や政策過程参加の諸制度は強化された。また、制度的条件の成熟とも相俟って福祉国家の形成がすすみ、とくに59年に所得比例の強制保険としての付加年

金制度がスタートしたことを契機として、今度は逆に福祉国家を支える社会的基盤が補強された。

もちろん、すべてが目論見どおりすすんだわけではない。スウェーデンモデルの設計者のひとりであるメイドナー (R. Meidner) は、モデルのパフォーマンスについて、次のように総括している。

まず、スウェーデンモデルはその基本的目标である社会的平等と完全雇用の達成に成功した。とくにモデルの黄金時代でもあった60年代をとおして、連帶的賃金政策によりグロスとしての賃金平等化がすすみ、福祉国家形成によりネットとしての所得とライフチャンスの平等化がすすんだ。その平等化の推進は、積極的労働市場政策による完全雇用の確保をとおして行われた。しかし、スウェーデンモデルはいくつかの点で必ずしも当初の意図を達成できなかつた。たとえば、とくに好況期には、政府はインフレ抑制に失敗し、スウェーデン資本の競争力低下やスウェーデン・クローナ（以下 Kr と略す）の切り下げを招いた。また、福祉国家の拡大は官僚制の肥大化を生んだ。さらに70年代後半以降は、連帶的賃金政策のありかたをめぐつて、労組相互の不協和音が目立ちはじめた¹⁴⁾。

3. コーポラティズムの解体

70年代からしだいに顕著になったスウェーデンモデルの危機とは、前節の議論に沿っていうならば、次のように要約できよう。まず、脱産業化と福祉国家の成熟にともなって福祉国家を支えてきた社会的基盤が揺らぎ始め、それがこれまでの政治的交換の条件を大きく変化させた。こうしたなかで、諸アクターとくに経営側

における戦略の練り直しがすすみ、スウェーデン資本の欧州資本化が進行した80年代前後には、経営側はコーポラティズムの解体を決意するに至る。そして90年代の初めには、経営側のイニシアティヴにより、実際に制度としてのコーポラティズムの解体がすすむ。

社会的基盤の動搖

まず、福祉国家の成熟と脱産業化の進展に伴って、スウェーデンモデルを支えてきた社会的基盤が変化した。福祉国家の拡大によって、ブルーカラー、ホワイトカラーそれぞれの国家公務員労組および地方公務員労組 (SF, SKAF, TCO-S, KTK) がしだいに勢力を伸ばし、その戦闘性ゆえにギャングオブフォーと呼ばれるようになった。またホワイトカラー労組もしだいに台頭し、民間事務労働者組合 SIF、職長組合 SALF、エンジニア組合 CF は、しばしば LO に代わって労使交渉の主導権をとろうとした。労組の利益の多元化がすすみ、相互に他労組の賃金ドリフト分の補償措置を求めるなどしたため、LO-SAF の二極体制に支えられていた中央交渉制度はしだいにその凝集力を失い、連帶的賃金政策の基盤は動搖を始める。石油ショック直後のインフレのさなか生じた賃上げ競争と賃金ドリフトの高騰、それに続く政府の所得政策的介入（ハガ協定）は、明らかに連帶的賃金政策がその目的を果たし得なくなっていることを示した¹⁵⁾。

労働運動内部の遠心力は、このようなセクター間での競合関係に加えて、集権化された組合の執行部とランクアンドファイル組合員との分離というかたちでも強まっていた。一方における資本集中の進行と、生産過程のテーラー主義的合理化のなかで、ランクアンドファイル組合

「スウェーデンモデルの終焉」をめぐって

員の疎外感はしだいに募っていたのである。下部組合員の間に生じていた参加志向型の要求は、60年代末からの連続的な山猫ストライキというかたちをとつて噴出した。とくに69年にキルナの国営鉱山で勃発した大規模な山猫ストライキは、労働組合の正統性の揺らぎを象徴するものであり、労働組合執行部は危機意識を強めた。

労使戦略の離反

60年代の終わりに、労使はこうした変化に対しいったんは共同で対処する動きをみせた。すなわち、一方では賃金形成ルールの再構築をめざし、輸出セクターの利潤確保とその国内セクターへの均霑をめざした新交渉ルール(EFO モデル)を労使で提起すると同時に、他方ではランクアンドファイルの疎外感を減少させ労働力の定着を促すため、共同で新たな労働組織を開発するプロジェクトをスタートさせた。しかし、しだいに労使双方の戦略的意図の相違が明らかになるなかで、労使はそれぞれ異なった道を歩み始める。

労働側は、労使の中央交渉制度を維持すると同時に、新たにランクアンドファイルの要求に応えて、経済的デモクラシーを強化する路線を鮮明にし始める。具体的には、産業民主主義立法によってミクロレベルでの参加を強化するとともに、労働者基金構想をとおしてマクロな経済運営に対しても労働組合の影響力を強めていくとした¹⁶⁾。

経営側は、こうした動きを、これまで経営側に排他的に帰属するとされてきた所有権に対する重大な挑戦であり、政治的交換の枠組を大きく逸脱するものと非難した。折しも SAF の内部では、社会的基盤の動搖のなかで中央交渉制

度の賃金抑制効果に強い疑問が表明されるようになり、従来の政治的交換の枠組を見直そうという動きが強まっていたところであった。また、政策過程へのコーポラティズム的な参加についても、労働側の政策イニシアティヴを許すものとして見直しの声が上がっていた。そのような時期に新たな労働戦略の台頭に直面したこと、SAF はスウェーデンモデルそのものに決別することを考えるようになる。

SAF の内部には中小企業を中心としてスウェーデンモデルに対する支持層も依然として存在していたが、80年代に入って急速にすんだスウェーデン資本の欧洲資本化と EC 市場統合の動きは、製造業を中心としたスウェーデンモデル解体派の声を強めることになった。多国籍化したスウェーデン資本は、もはや国内の需要や労働力に強く依拠することはなくなり、労使協調は以前のような重要性をもたなくなってしまった。むしろ、市場統合に向けて個別企業の競争力をつけるために、企業レベルでの交渉に基づくよりフレキシブルな賃金政策を導入し、労働者のインセンティヴを強化していくことが求められていたのである。そのためには、中央交渉制度を舞台とした連帶的賃金制度と決別する必要があった。

制度の解体

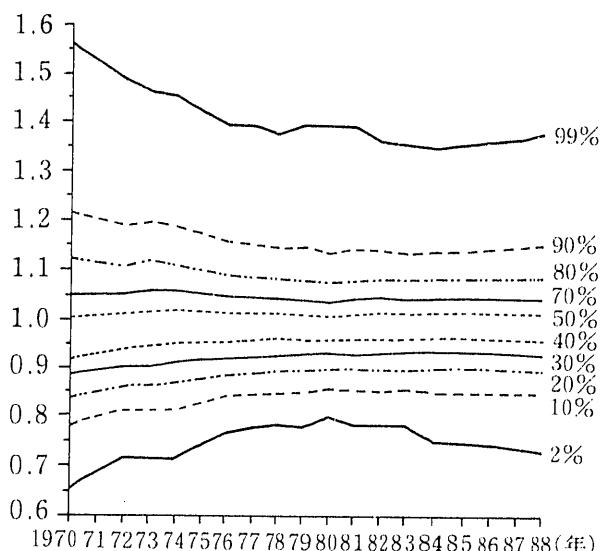
SAF における戦略転換は、やがて、スウェーデン福祉国家の発展を支えてきたコーポラティズムの解体をターゲットとするようになった。すでに述べたように、スウェーデンにおける政治的交換を支えていたのは、一方における労使の中央交渉制度(団体交渉におけるコーポラティズム)であり、他方における政策過程への参加制度(政策過程におけるコーポラティズム)

であった。80年代をとおして、その双方の解体がすすんでいく。

まず、中央交渉制度については、81年に SAF 内部に交渉制度見直しのためのプロジェクトチームが設置され、多国籍化した製造業を中心とする金属連盟 VF (現在 VI) が分権交渉派の急先鋒としての動きを活発化した。これに対して、国内労働市場への依存度が高い中小企業、たとえば小売業者団体 HAO 等は、中央交渉の維持を主張した。83年には、金属連盟は交渉パートナーである金属労組と中央交渉を離れて独自交渉をもち、SAF に搔きぶりをかけたが、85、86 年の交渉はまた集権化した。こうした綱引きが 80年代をとおして続いたが、80年代末までには分権派の優勢が明らかになり、ついに1990年の 2月、SAF は以後直接に賃金交渉に関与しない旨の声明を発した。

折しも1990年に激化した労使紛争への対応として、その後緊急逃避的に 3 年間の中央協約 (レンベリエ協定) がむすばれたが、93年からは SAF の決定を受けて団体交渉は産別レベルに移行、スウェーデンの労使中央交渉制度は56年以来の歴史に終止符を打った。だが SAF はこれに満足することなく、さらに日本的な企業レベルでの労使関係の形成をめざすことを明らかにしている。中央交渉解体の影響は顕著なものがあり、中央交渉の揺らぎが始まった80年代の初頭以降、スウェーデンの労働市場における協約賃金の格差が拡がり始めている (図 1)。

また、政策参加制度についても同様の動きがおきた。第 1 節でも述べたように、SAF は、行政委員会におけるその代表委員が、労働側委員としばしば過剰に同調してしまうという「二重忠誠」問題を抱えていたが、70年代の終わりから、SAF 内部では、このようなコーポラティズム



注：平均を 1.0 とした場合の相対的格差

出所：D.H. Hibbs, Jr., "Wage Dispersion and Trade Union Action in Sweden", in I. Persson (ed.), *Generating Equality in the Welfare State: The Swedish Experience*. Norwegian Univ. Press, 1990, p. 190.

図 1 LO 内部の賃金格差の推移

ム的政策過程から離脱して、メディアに依拠しつつ国民の意識の変化を促そうという考え方が強まっていった。78年には、こうした観点から「新しい経営者運動」論が提起され、反社会主義キャンペーンの母体として、経済生活基金 Näringslivets Fond の再編、出版社ティンプロの設立などが行われた。その一方では、政策参加制度の解体に向けた動きが本格化し、85年 3 月には、SAF は行政委員会へ代表を送ることを原則として見直すことを決定した。SAF 専務理事のリュングレン (O. Ljunggren) は、社会集団の政策過程への過剰な関与を避け、民主主義における政治責任の所在を明確にするためにも、また、SAF 代表の「二重忠誠」問題を解決するためにも、コーポラティズム的な政策過程は克服されなければならないと主張した¹⁷⁾。

この時は内部からの異論もあって代表引き揚

げは見合わされたが、その後SAFはコーポラティズム批判のキャンペーンを続け、中央交渉の終結を宣言したのと同年の90年8月、労働市場庁や社会保険庁など重要な行政委員会から代表をいっせいに引き揚げたのである。さらに、91年に誕生した保守政権は、SAF代表のみを欠いた行政委員会の状況をバランスを失したものとして、労働側の代表を含めて行政委員会そのものをある種の諮問機関的な組織に再編する措置をとった。これによって、今世紀初頭以来の行政委員会制度は基本的に終焉することになった¹⁸⁾。

このように、90年代に入って、スウェーデンのコーポラティズムの2つの柱が共に解体した。もちろん、これをもってスウェーデンモデルの制度的枠組が根本的に変化したとみるのは尚早であろう。中央交渉レベルでの賃金交渉が姿を消した93年からは、LOは賃金交渉における産別相互の連携を強めることで中央交渉の機能を代替させようとしている。また、政策参加制度についても、調査委員会制度やレミスなど、行政委員会以外の制度がその機能低下を指摘されつつも依然として機能している。しかし、中央交渉や行政委員会がスウェーデンの福祉国家形成において果たしてきた役割を考えるならば、こうした事態はスウェーデン福祉国家にとって決定的な環境変化といわざるをえない。

コーポラティズムの解体は、80年代バブル経済の破綻に伴う経済危機や91年の政権交代といったより直接的な要因と相俟って、徐々にではあるが福祉政策の領域にもその影響を及ぼしつつある。福祉政策全般の動向は本稿の課題を超えるために、ここでは労使関係と密接にかかわる失業保険制度と傷病手当の問題に限定して言及しておきたい。

まず、スウェーデンの失業保険制度は、30年代以来、国庫からの支出を基礎に労働組合の管理のもとで運営されるいわゆるゲント制がとられており、現在では、職域別に43の保険組合が組織されている。このゲント制は労働組合の組織率の向上に貢献すると共に、失業給付の水準を労働組合がコントロールできたことで、経営側に対する組合の力が格段に高まったといわれている。実際、現在の危機的な失業率の上昇のなかで労働組合の組織率は逆に上昇しているが、その背景にはこの失業保険制度がある。ところが、保守政権はこの失業保険制度見直しの調査委員会を設置し、1994年1月から政府所管の失業保険基金を導入した。もしこれが定着すれば、スウェーデン労使の力関係には大きな変化が生まれるであろう。

また、90%の所得保障があった傷病手当は、スウェーデンにおける欠勤率を押し上げるものとしてしばしば経営側の批判的となってきたが、89年の調査委員会報告に基づき、社民党政権によって最初の3日間の手当を65%に、その後90日間の手当を80%に減額する措置がとられた。保守政権下においては、欧洲通貨危機への第1次政策パッケージによって、最初の1日について手当を支給しない資格期間が導入され、90日以降の手当も80%に減額する措置がとられた。さらに重要なのは、同パッケージのなかで傷病手当を労災保険と併せて今後は個別の団体交渉に委ねるという方向が示唆されたことである。こうした方向での改革は、手当の内容に産別あるいは企業別の格差を生みだし、スウェーデン型の普遍主義的な福祉政策の一角に亀裂が生じることになろう。

4. スウェーデンモデルは終焉したか？

スウェーデンモデルは終焉に向かいつつあるのであろうか。第1節で述べたような社会的基盤、制度、戦略の総体をスウェーデンモデルと呼ぶならば、その各レベルに決定的な変化が起きているのは間違いない。そしてその要因は、変化の過程を注意深く辿れば分かるように、労使の力関係のみに還元できるものではない。従来のスウェーデンモデルは、スウェーデン資本の国内市場への依存、同質的で凝集力のある労働運動、重化学工業を主体とした産業構造等、20世紀型の工業社会の特質と深くむすびつき、それを前提にしていた。こうした工業社会の構造そのものに生じた変化が、スウェーデンモデルの社会的基盤を動搖させ、労使の戦略転換を迫り、ひいては制度的構造を解体させているのである。逆にいえば、SAFの攻勢が効果を挙げたのは、経営側の新戦略がこうした社会環境の変化をふまえるという点で労働側に先行していくからに他ならない。

しかしながら他方において、スウェーデンモデルの社会的基盤はまったく崩れさってしまったわけではない。内部で遠心力は強まっているものの、労働組合組織率は依然として高く、前述のとおり LO 領域ではここ数年でむしろ上昇し、現在は90%を突破するに至っている。保守政権誕生以後の社民党支持率は急激な回復ぶりを示し、93年5月のダーゲンスニーハーテル紙調査では単独で50%を突破した（現在では数パーセント低下）。また、世論調査における福祉政策拡充への支持も、91年の政権交代時に比べて回復基調にあるとされ、スウェーデンモデルが

前提にしていた平等、福祉、完全雇用等の政策規範までが消失したとはいえない。

たとえば、スウェーデンモデルの設計者のひとりともいべきメイドナー R. Meidner は、「スウェーデンモデルの目標は不動であるがその政策手段が侵食されてきている」としたうえで、「もし我々がこれらの政策手段を改良し革新していく意欲をもち、そしてそれに成功していけば、スウェーデンモデルの中核は維持され」ていくであろうと述べている¹⁹⁾。このような認識は、数年前にスウェーデンにおける権力とデモクラシーについての詳細かつ膨大な報告を行った権力問題調査委員会の認識とも通じるところがある。この委員会の責任者であったペタション (O. Petersson) は、スウェーデンモデルをめぐる変化をより積極的にとらえようとする。ペタションによれば、平等というスウェーデンモデルの基本的価値は維持されているが、コーポラティズムや集権的な国家構造、労使中央組織間の妥協と協調、テクノクラートの支配等は時代に適わなくなっている。スウェーデンモデルの基本的価値は、多元的、分権的、個人志向の新しいシステムをとおして、より高い次元で実現されなければならないのである²⁰⁾。

問題は、その新しい「政策手段」ないし「システム」であり、ここ数年でしばしば耳にするようになった言葉を借りれば、「ニュー・スウェーデンモデル」の内容である。スウェーデンモデルの解体が、スウェーデン経済の国際化と脱工業化に伴う集権的システムの終焉によって促されたものであれば、新しいモデルは、国際化と分権化の2つの趨勢をふまえて構築されいかなくてはならないはずである。そのようなモデルをめざしてどのような動きが生まれているか。最後に、ニュー・スウェーデンモデルをめ

「スウェーデンモデルの終焉」をめぐって

ざした労働側の新戦略の一端を示して本稿を締めくくろう²¹⁾。

まず、スウェーデン資本の多国籍化に対しては、労働側は、EC レベルでいかに労使交渉と政策参加の枠組を再確立していくかという課題に直面している。スウェーデンの労使中央交渉と政策参加制度に対応するものを EC レベルでみいだそうとするならば、欧洲労連と欧洲産業連盟を軸とした労使協議制（いわゆるソーシャルダイアログ）と EC 政策過程に張り巡らされた 200 以上の各種審議会がそれに当たるといえる。ただし、こうした諸制度の機能は、マーストリヒト条約の付属議定書でその拡充が決められたものの、現状では依然としてごく限定されたものである。さらに、EC 委員会に委ねられた社会政策の領域は決して多くはない。

LO や TCO (ホワイトカラー労組連合) の欧洲戦略で提起されていることは、こうした EC レベルでの労使交渉と政策参加をより実質的なものに高めていくことである。当面は、ソーシャルダイアログの交渉テーマを拡大すると同時に、政策参加制度における労働側の影響力を強化し、EC 社会政策の領域とその内容を拡大・深化させていくことが提起されている。それは、LO 政策部のエドリン (J. Edling) の表現によれば、「ユーロ・ケインズ主義」を経済政策上の基礎とした「ヨーロッパ福祉国家」への道に他ならない²²⁾。

このような EC 戦略をすすめる一方で、労働組合は、逆に労使交渉の分権化という面でも、独自の戦略を準備しつつある。それは、経営側のめざす企業主義の追求とは一線を画しつつ、下部組合員の自己決定権と職場での影響力強化という方向ですすめられる分権化である。たとえば LO は、企業レベルでの労使交渉の意義を

再評価し、そこに脱工業化社会の参加要求にみあつた新しい労働組織形成のイニシアティブを委ねていくという戦略を提起している。連帶的労働政策とも呼ばれるこの新戦略は、従来の連帶的賃金政策を維持しつつも、これをポスト・フォーディズム的な社会変容をふまえて補完しようとするもので、91年の LO 大会においてその路線の中心に据えられた²³⁾。

また、SAF が政策参加制度の解体に伴ってメディアをとおして「市場」と「競争」の価値をおしだすキャンペーンを展開していることをにらんで、91年の LO 大会では「公正」という価値に関する下からの合意形成を目指すレートヴィッサ (Rätvissa=公正) プロジェクトが提起された。このプロジェクトでは、スウェーデン社会における公正と不公正についてのコンファレンスを連続的に開催したり、800 を超える組合員のサークルを基礎に討議を重ね、場合によっては地域レベルでのロビングへと展開するなどの運動がすすめられている²⁴⁾。従来、中央の政策参加制度を舞台とした労働組合の影響力行使は、ともすれば組合の政策テクノクラートに依拠しがちであった。それに対して、このような新しい労働戦略は、フリーコミューン実験（わが国のパイロット自治体構想のモデル）に象徴されるスウェーデン福祉国家自体の分権化を前提にして、福祉国家ないし福祉社会形成への新たな下からのダイナミクスをつくりだそうとするものといえる。

要するに、新たな環境下で提起されている労働組合の新戦略は、一方における EC 化と他方における分権化という、二方向へのスウェーデンモデルの拡張といえる。これまでのナショナルなレベルでのコーポラティズムを、トランsnationalなレベルとミクロなレベルへと重層

化させていく構想といつてもよい。スウェーデンモデルが、80年代の衰退の延長上で最終的に解体していくか、あるいは再生の道を歩むことができるかは、こうした新戦略の帰趨と密接にかかわっているとみて間違いない。

注

- 1) スウェーデンモデルの終焉をめぐっては、経営側からの視点として、De Geer, H., *Arbetsgivare : SAF i tio decennier*, SAF, 1992. また労働側の視点としては、Ahrne, G./Clement, W., "A New Regime? Class Representation within the Swedish State.", in *Economic and Industrial Democracy*, Vol. 13, No. 4, 1992 あるいは, Martin, A./Rianne M., "Whither the Swedish Model : Renewal or System Shift?", mimeo, 1993.
なお、スウェーデン福祉国家の危機については、飯野靖四「岐路に立つ福祉国家スウェーデン」(『海外社会保障情報』, 第104号, 1993年)を参照。
- 2) Korpi, W., *The Democratic Class Struggle*, Routledge & Kegan Paul, 1983, pp. 184-207. Esping-Andersen, G., *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Polity Press, 1990, pp. 9-33. *Wohlfahrtsstaatliche Politik unter bürgerlichen und sozialdemokratischen Regierungen*, Cumpus, 1982, S. 219.
- 3) Lindberg, I./Holmberg, P., *En bok om rättvisa*, Utbildningsförlaget Brevskolan, 1993, ss. 27-35.
- 4) Rokkan, S., *Citizens, Elections, Parties*, Universitetsförlaget, 1970, p. 120. Castles, F. G., *The Social Democratic Image of Society*, Routledge & Kegan Paul, pp. 131-142.
- 5) Castles, F. G., *op. cit.*, pp. 106-107.
- 6) Alestalo, M./Stein, K., "The Scandinavian Route: Economic, Social, and Political Development in Denmark, Finland, Norway, and Sweden", in R. Erikson, et al. (eds.), *The Scandinavian Model : Welfare States and Welfare Research*, M. E. Sharpe, 1987, p. 20.
- 7) Fulcher, J., *Labour Movements, Employers, and the State*, Clarendon Press, 1991, pp. 47-50.
- 8) 拙稿「福祉国家レジームと労働戦略」(『季刊社会保障研究』第27巻第4号, 1993年) 参照。
- 9) Katzenstein, P. J., *Small States in World Markets*, Cornell Univ. Press, 1985, pp. 100-104, pp. 150-156.
- 10) 制度の概観として、拙稿「スウェーデンにおけるコーポラティズムと労働戦略(1)」(『立命館法学』第223・224号, 1993年)を参照されたい。
- 11) Rothstein, B., "State and Capital in Sweden: The Importance of Corporatist Arrangements", in *Scandinavian Political Studies*, Vol. 11, No. 3, 1988, pp. 242-256.
- 12) Marin, B., *Generalized Political Exchange: Preliminary Considerations*, EUI Working Paper, No. 85/190, pp. 20-26.
- 13) LO, *Fackföreningsrörelsen och den fulla sysselsättningen*, 1951, ss. 129-164.
- 14) Meidner, R., *The Swedish Model : Concept, Experiences, Perspectives*, Working Paper Series (York University), No. 1, 1992, pp. 5-7.
- 15) Faxén, K. O. /Odhner, C. E. /Spånt, R., *Lönebildningen i 90-talets samhälls-ekonomi*, Rabén & Sjögren, 1988, ss. 400-414.
- 16) 労働組合の経済的デモクラシー戦略の展開については、拙稿「スウェーデンにおける労働者基金問題の展開(1)」(『大原社会問題研究所雑誌』第426号, 1994年) 参照。
- 17) Dagens Nyheter, 15 oktober, 1985.
- 18) コーポラティズムの解体について、詳しくは、拙稿「欧州経済統合とコーポラティズム」(日本政治学会編『EC統合とヨーロッパ政治』岩波書店, 1993年)を参照されたい。
- 19) Meidner, *op. cit.*, p. 11.
- 20) Petersson, O., *Makt : En sammanfattnings av maktutredningen*, Allmänna förlaget, 1991, ss. 70-75, ss. 86-89.
- 21) ニュー・スウェーデンモデルについての興味深い議論として、Brulin, G./Nilsson, T., *Mot en ny Svensk modell : Arbete och förhand-*

「スウェーデンモデルの終焉」をめぐって

- lingssystem i förändring*, Rabén & Sjögren, 1991.
- 22) Edling, J., The Future of the European Welfare State, A Paper presented at European Trade Union Confederation Conference on Social Protection, Stockholm, May 13-14, 1993.
- 23) 連帶的労働政策は、85年の金属労組大会で初めて提起され、その後91年のLO大会報告で体系化された。LO, *Det utvecklade arbetet : En rapport till LO-kongressen 1991*, 1991.
あわせて、拙稿「コーコラティズムの解体と新労働戦略」(田口富久治・小野耕二編『講座現代の政治学2 現代政治の体制と運動』青木書店, 1994年)もみられたい。
- 24) Malm, S., "Släss för rättvisa" i *Nyheter för rättvisa*, nr 1, 1991.
(みやもと・たろう 立命館大学助教授)